

令和6年度多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託
(農畜産物の輸出強化事業)
仕様書

1. 委託業務名

多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)

2. 目的

① 本事業の背景

本町は、千葉県北東部に位置し、豊かな森林や栗山川などの自然環境を有し、6月のあじさいなど四季折々の自然景観を見ることができる。成田空港から空港シャトルバスで20分の好立地にありながらも、農業を基幹産業とし、伸びやかで美しい農村景観が広がり、多古米の田植えや稲刈り体験、さつま芋の収穫体験などを楽しむことができる。また、隣接する成田空港の更なる機能強化や圏央道の開通に伴う新ICの整備など、これまでにない環境変化が起り始めており、近隣都市間だけでなく、国内外からも多くの人が来訪する機会が訪れることが想定される。

一方で、農業を取り巻く状況は年々変わってきているにもかかわらず、構造的な課題は旧態依然とした状態のままであることが問題視されている。それらの課題の一部を挙げると、依然として熟練者のノウハウや人手に頼る作業が多いこと、農家の高齢化や後継者不足等により本町の農業従事者が令和2年までの15年間で約4分の1に減少していること、農業に従事する時間は長いものの産出額が低く生産性が低いことなどがある。また、成田国際空港に隣接する立地にありながら、海外販路構築に向けたノウハウ不足や海外インポーターとのパイプライン構築ができておらず、農畜産物の輸出への取組が遅れている。こういった課題を解決し、農業への関心や生産性の向上を推進するため、将来に向けた新たなアプローチを行っていくことが急務となっている。

② 本町が目指す将来像

多古町デジタル農家エコシステム推進事業では、本業務を含めた4事業により将来に残る持続可能な農業を実現することを目的としている。本業務では、海外への輸出に向けて必要な調査を行い、本町の農畜産物の輸出に向けた足掛かりを創出する。

③ これまでの取組

本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、3年計画で実施する事業の2年目である。1年目は、海外市場調査、海外における消費動向調査、海外における規制調査、海外市場における競合調査を実施した。

(1) タイ向けの取組

- ・ 本町の第3セクターである(株)多古と連携
- ・ 商務省外国貿易局、タイ商工会議所、盤谷日本人商工会議所、JETRO バンコク事務所、JNTO バンコク事務所を訪問し、トップセールス及び現地調査を実施
- ・ タイ-バンコクで多古町フェアを実施。多古米とやまと芋の試食販売(少量輸出)と(株)多古オリジナル商品の甘酒と味付けとうもろこしの試食を実施

(2) その他の取組

- ・ (株)多古のオリジナル試供品作成(甘酒・味付けとうもろこし)
- ・ FOOD EX JAPAN へ(株)多古として出展
- ・ 本町と協定を締結している業者の海外店舗を活用し、北米への輸出検討を開始

3. 委託期間

契約の日から令和7年3月21日(金)まで

4. 委託業務内容

業務委託の内容は次の各項目の通りとし、具体的な取組の推進に資するものとする。なお、本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜発注者へ提案すること。

● 農畜産物の輸出強化事業

多古町の農畜産品や加工品を海外輸出するためのパイプラインの構築及び試供品作成を行う。

ア インポーター調査

イ インポーターパイプライン構築調査

ウ 商品テスト開発支援

エ 現地商談会の実施

オ 調査結果の取りまとめ及び報告書作成

カ その他発注者が必要と判断する業務

5. 委託業務に係る経費

受託者は本業務の実施に当たり次の経費を負担するものとする。

● 輸出体制構築に係る各種調査費用

(アジア圏)

- ・ 商流構築に係る調査費用
- ・ 海外展示会出展に係る費用(タイ・6名程度)
- ・ 現地商談会に係る費用(タイ・7名程度)
- ・ テストマーケティングに係る費用(タイ・7名程度)
- ・ 現地調査に係る費用(台湾又はベトナム・5名程度)

※各項目とも、渡航帰国日を含み7日間程度とし、旅費、宿泊費、展示会出展料、国際輸送、現地移動、通訳等、その他必要となる一切の費用とする。

(北米圏)

- ・ 商流構築に係る調査費用
- ・ 現地商談会に係る費用(アメリカ又はカナダ・6名程度)
- ・ テストマーケティングに係る費用(アメリカ又はカナダ・6名程度)

※各項目とも、渡航帰国日を含み7日間程度とし、旅費、宿泊費、国際輸送、現地移動、通訳等、その他必要となる一切の費用とする。

● 商品開発に係る費用

- ・ 商品開発費用(4品程度)※パッケージ含む
- ・ 商品説明作製費用(動画、パンフレット等)
- ・ 見本品送料
- ・ FDA認定に係る費用(4品程度)

● 報告書に係る費用

● 利害関係者招聘費用(タイから3名程度・渡航帰国日を含み5日間程度)

● 必要に応じ外部専門機関等への外部委託費

● 公募型プロポーザルにおいて提案があった業務に係る費用

● その他本事業の遂行に必要な経費

6. 成果品の提出等

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

また、成果品の提出後に訂正事項等があった場合は、発注者の指示に従い、速やかに訂正のうえ再提出すること。

(1) 業務完了報告書(A4判)

(2) 各種調査資料集及びバックデータ

(3) 会議・打ち合わせ議事録

(4) 本事業に付随して作成・収集した資料等で発注者が必要と認める資料

7. 留意事項

- ・ 対アジア圏の輸出については、本町の第3セクターである株多古の直接貿易を目指すものである。
- ・ 対北米圏については、協力会社への国内販売での輸出を想定。

8. その他業務実施に係る要件

- ・ 受託者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・ 本業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有効であると認められる場合には、事前に発注者の承諾を得て一部を再委託することができる。
- ・ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、発注者の了承を得た場合は関係者に情報提供できるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。